令和４年度
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団　大学貸与奨学生募集要項

令和４年３月３日

沖縄県国際交流・人材育成財団は、優れた学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に奨学金を貸与して、沖縄県の振興発展を担う人材の育成を目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

受付期間	令和４年３月15日（火）～令和４年４月28日（木）
問い合わせ先	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団　奨学課 〒901-2221　沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16 電話(098)942-9213

１　応募資格

次の要件を満たす者とします。

⑴　沖縄県内に住所を有する者の子弟（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。）

⑵　国内の大学及び短期大学（以下「大学」という。）に在学している者。ただし、下記枠内の大学及び別科生、専攻科生、選科生、聴講生、科目等履修生、休学中の者、留年中の者、正当な理由なく標準修業年限を超過し在学する者を除く。

⑶　学業、人物ともに優秀で、かつ経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

⑷　独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。

日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くことになります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。）給付型奨学金との併用は可能です。

※金融機関の教育ローンは併用になりません。

次の学校、課程は応募対象外

・防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、海上保安大学校、国立看護大学校、航空保安大学校、水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校及び短期大学校等の文部科学省管轄外の学校。

・大学・短期大学の通信教育部、放送大学、外国大学日本校等。

併願した場合の注意事項

【当財団を選択する場合】

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を返戻する必要があります。

辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）等の提出が必要です。

【当財団を辞退する場合】

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

２　採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
県内	116 人程度	国公立：40,000 円
		私　立：45,000 円
県外		国公立：45,000 円
		私　立：55,000 円

注１　選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

注２　予算の運用上、採用予定人数は増減することがあります。

注３　採用された者のうち、成績が特に優秀な女子学生１人については「ひめゆり同窓会奨学生」として採用し、その旨別途ご連絡いたします。

注４　貸与月額につきましては、増額の可能性があります。

３　奨学金の貸与

奨学金は**無利息**で貸与されます。

⑴ 貸与期間

令和４年４月から在学する大学の標準修業年限の終期までです。ただし、これまでに当財団から大学の奨学金を借りたことのある者は、貸与期間が制限される場合があります。

また、毎年１回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習の意欲があり確実に卒業できる見込みがあること）について審査し奨学金継続の可否を認定します（「適格認定」）。

審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

⑵ 貸与方法

令和４年度は下記のとおり奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

奨学金対象月	振込予定日
令和４年４～９月分	令和４年　７月 25 日
令和４年 10～12 月分	令和４年 10 月　７日
令和５年１～３月分	令和５年　１月　10 日

４　応募方法

⑴　「奨学生願書」の入手方法

直接 受け取る方法	（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団　奨学課 ［電話番号(098)942-9213］
ダウンロードで 入手する方法	**（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ(http://www.oihf.or.jp/)**から「奨学生願書」の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの 各種募集要項 奨学課 の欄から**大学貸与奨学生募集要項**を選択して下さい。 なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取るか又は郵便で請求して下さい。
郵便で 入手する方法	郵便で請求する場合は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団奨学課あての封筒の表に**「大学奨学生願書請求」と朱書**し、返信先（住所、氏名、電話番号）を明記のうえ、返信用の **120 円分の切手**を同封して送って下さい。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮して下さい。

(2) 受付期間

令和 4 年 3 月 15 日（火曜日）から令和 4 年 4 月 28 日（木曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土日・祝祭日は受け付けません。郵送の場合は、令和 4 年 4 月 28 日(木曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 応募先

郵便で応募する場合は、封筒の表に「大学貸与奨学生応募」と朱書してください。

（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団　奨学課
［〒901-2221　沖縄県宜野湾市伊佐 4 - 2 - 16］

(4) 応募手続

次の書類を申込受付期間内に当財団まで提出して下さい。

なお､奨学生願書は**令和 4 年 4 月 1 日現在**の内容で記入し､各種証明書は**発行 3 ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの**とします。コピー書類は A4 サイズで提出して下さい。

①	大学奨学生願書 （第 1 号様式）	・写真（縦 4.0cm×横 3.0cm） ・写真の裏に名前記入 ・上半身無帽 ・応募前 6 ヶ月以内の撮影
②	**令和 4 年 4 月以降発行**の在学証明書（原本）又は合格通知書の写し	・合格通知書を提出の場合は、入学後、受付期間内に在学証明書を提出
③	成績を証明する書類 （原本／開封無効） 1 年生の場合	・最終学歴が高等学校の場合は、卒業した高等学校の**調査書（卒業見込みは不可）** ・最終学歴が高等学校以外の場合は、最終卒業学校の成績証明書
	2 年生以上の場合	**・令和 3 年度後期までの成績証明書**
④	（家族構成を証する）住民票謄本 （原本）	・続柄の記載 ・本籍地の記載 ・世帯主の記載 ・マイナンバー省略 ・応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がいる場合（単身赴任、進学による別居等)、住民票謄本に含まれてない者（別居者）の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載、マイナンバー省略）も併せて提出
⑤	**令和 3 年度(令和 2 年分)の市町村・県民税所得証明書（原本）**	市町村発行の**所得の内訳**及び**所得控除の内訳**が記載されているもの。下記参照（※1)
⑥	応募者本人名義の預貯金通帳の写し（普通口座､総合口座のみの取扱）	・取扱店は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局です。 ・金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）が確認できるようにして下さい。 ※ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらって下さい。 ※外国の銀行・ネットバンク･インターネット支店は取り扱いません。
⑦	特別控除に係る証明書	下記参照（※２）
⑧	選考結果通知用の切手	84 円切手　1 枚 210 円切手　1 枚　※未使用の切手は返却します。
⑨	その他、当財団が選考上必要とする書類	

※１　所得を証明する書類に関しては、次のとおりです。
同一世帯員のうち保護者（父母等）は、該当する区分Ａ～Ｄに応じて、必要な証明書等を添付してください。
父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

【令和３年度（令和２年分）の市町村・県民税所得証明書が必要な者】
①父母が共にいる場合は、父母両方
②父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
③父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者
（２人いれば２人それぞれ）

※　○は必ず提出する書類です。
※　各証明書は発行者の押印が必要です。

区分A	令和2年以降も引き続き同じ勤務先で働いている場合	提出書類	令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書						
		書類発行先	市町村						
		会社員	○						
		自営業者	○						
	専業主婦		○						
	無職の者		○						

区分B	・令和2年以降に就職した者 ・令和2年以降に転職した者	提出書類	令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書	確定申告書（控え）の写し	申告内容確認票の写し	源泉徴収票	年収見込証明書	月収証明書
		書類発行先	市町村	税務署	税務署	現在の勤務先	現在の勤務先	現在の勤務先
		自営業者	○	いずれか一つを選択し、令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
		会社員	○			いずれか一つを選択し、令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出 ※給与明細書は不可		

区分C	・令和2年以降に失業・退職した者 ・令和4年9月までに退職予定の者	提出書類	令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワークカードの写し	退職証明書	退職金支給額証明書	退職予定証明書	退職金支給予定額証明書	生活保護受給証明書（受給額記載必要）
		書類発行先	市町村	公共職業安定所	公共職業安定所	退職時の勤務先	退職時の勤務先	退職予定時の勤務先	退職予定時の勤務先	福祉事務所
		失業者	○	いずれか一つを選択し、令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		退職者	○			いずれか一つを選択し、令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
		退職予定者	○					いずれか一つを選択し、令和3年度（令和2年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出		
区分D	生活保護を受けている世帯	生活保護受給者	○							○

注　恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類のコピーも追加提出してください。

※２　特別控除に関する証明書は次の通りです。

区　分	証明書	発行所
障がい者がいる世帯	障害者手帳のコピー	市役所・町村役場 福祉事務所
長期療養者のいる世帯 （6 か月以上療養が必要な人）	・直近 6 か月分の医療費等の領収書のコピー ・長期療養が見込まれるが、療養開始から 6 か月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び、入院、通院証明書又は診断書 （記載内容：療養期間及び通院頻度）	病院等
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書	市役所・町村役場 消防署

５　学業成績及び家計に係る基準

以下の(1)から(2)のいずれにも該当する必要があります。

（1）学業成績に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

申込者年次	学業成績に係る基準
1 年生	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 高等学校における評定平均値が、5 段階評価で 3.0 以上であること。 ② 最終学歴が高等学校以外の場合、最終卒業学校における GPA(平均成績)が 3.0 以上あること。
2 年生以上	修得した単位数が標準単位数以上であり、GPA(平均成績)が 3.0 以上であること。 ※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(全学年)末までの累積」によって判定されます。 ※標準修得単位の計算方法は、卒業に必要な単位数を修業年限で除し、申請者の在学年数を乗じて算出するものです。 例）卒業に必要な単位数 124 単位、修業年限 4 年、在学年数 3 年の場合 124 単位÷4 年×3 年=93 単位
※　学業成績が上記の基準を満たさない者については、1 年生の場合、高等学校における評定平均値 2.7 以上（又は GPA2.7 以上）、2 年生以上の場合、GPA が 2.7 以上であれば、予算の範囲内で基準を満たす者として取り扱う場合があります。	

（2）家計に係る基準

家計基準は、生計維持者（父母等）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

※　学業成績を満たしているが収入基準を超過している場合、収入基準額を超える金額が 10%以下であれば、予算の範囲内で基準を満たす世帯として取り扱う場合があります。

＜年収・所得の上限額のめやす＞

生計維持者の収入の上限は、おおむね次の金額になります。

所得金額（父母の所得金額合計） － **特別控除額** ≦ **収入基準額**

→ **家族構成、家庭事情により異なります。**
授業料は特別控除の対象です。

			給与所得の世帯	給与所得以外の世帯				給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
国公立大学	自宅	4人世帯	906万円	420万円	私立大学	自宅	4人世帯	930万円	444万円
		5人世帯	947万円	461万円			5人世帯	971万円	485万円
	自宅外	4人世帯	950万円	464万円		自宅外	4人世帯	973万円	487万円
		5人世帯	991万円	505万円			5人世帯	1,014万円	528万円

（本人の授業料国公立：53万円、私立：61万円の設定）
4人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人
5人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人、中学生の弟妹1人
で算出しています。

※ 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店、農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

※ 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象にとなる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

6 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合等について、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

＜通知時期と通知方法＞

通知期日	方　法
令和4年6月中旬	応募者全員（本人の現住所）に、採用の可否について文書で通知します。

7 採用後の流れ

採用された者には、「採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。

「誓約書・奨学金借用証書」は、奨学生本人、連帯保証人及び保証人の連名で作成し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生として採用が取り消されますので注意してください。

なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、本財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等を行うこと、並びに、当該調査等をうけた団体が回答を行うことに同意したとみなします。

（応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいてください。）

「誓約書・奨学金借用証書」記入の注意事項

	条件	提出必要書類
奨学生本人が未成年の場合（令和4年4月1日現在）		・奨学生本人の戸籍抄本
連帯保証人	・沖縄県内に住所を有する親族等を選んで下さい。	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）
保証人	・奨学生本人、連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で有職者（自営業含む） ・申込時の貸与終了予定月において65歳以下（注1）	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）

注1　4年制大学の1年次（令和4年4月入学）で申し込む場合、令和8年3月末日に貸与終了予定となり、その時点で65歳以下の者。

※　奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）の提出が必要です。

8　奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後（卒業、辞退等）は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

(1)　貸与終了の際の提出書類

貸与終了の際には、次の書類を提出してください。

①「住所・勤務先届」

②「預金口座振替依頼書」

③奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の「住民票(本籍地記載,マイナンバー省略)」

(2)　返還するには

預貯金口座振替制度（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局の口座から自動引落）により、月賦で返還することになります。(※外国の銀行・ネットバンク･インターネット支店は取り扱いません。)

口座振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。
期間は10年以内です。

(3)　返還開始時期

奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して6か月経過後に開始します。

(例)3月貸与終了の場合、その年の10月返還開始

(4)　延滞金

奨学金の返還を怠ったときは、延滞金（滞納期間6か月を経過するごとに滞納額の2.5%）が課せられます。

(5)　返還に困ったとき

卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。

死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

注　記載された個人情報は、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。

なお、応募書類等は、返却しませんので、ご承知おきください。

この「奨学生募集要項」は令和4年2月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

〈参考〉

令和３年度　大学貸与奨学生
（定期及び追加採用）選考結果

種別	県内	県外	合計
応募者数（人）	12	28	40
採用者数（人）	12	22	34
採　用　率（%）	100	78	85

貸与月額と返還例（４年制大学で１年のときから貸与を受け、満期終了後に返還する場合）

種別			貸与月額 円	貸与総額 円	返還総額 円	返還回数 回（年）	振替事務手数料総額 円	振替請求総額 円	振替請求月額 円
大学貸与奨学金	県内	国公立	40,000	1,920,000	1,920,000	120(10)	13,200円（1回につき110円）	1,933,200	16,110
		私立	45,000	2,160,000	2,160,000	120(10)		2,173,200	18,110
	県外	国公立	45,000	2,160,000	2,160,000	120(10)		2,173,200	18,110
		私立	55,000	2,640,000	2,640,000	120(10)		2,653,200	22,110

注１　奨学金の返還は口座振替の方法により月賦返還となります。

注２　当財団の奨学金は無利息ですが、口座振替１回につき発生する振替事務手数料 110 円（令和４年２月現在）は奨学金返還者の負担となるため、振替請求総額は貸与総額（＝返還総額）に振替事務手数料総額を加算した金額になります。

注３　振替事務手数料は法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。